

2 3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化について

(厚生労働省, 財務省)

提案の要旨

毒ガス障害者に対する援護措置の法制化
医療給付における疾病制限の緩和
毒ガス障害者に対する県単独事業の国庫事業化
健康管理手当の支給認定期間の上限撤廃

現状及び課題

【現 状】

旧陸軍造兵廠忠海製造所及び旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠で毒ガス製造等に従事した者の多くは、毒ガスの影響による呼吸器障害等に悩まされている。

動員学徒などの民間毒ガス障害者に対する特別手当等の支給制度が、平成 13 年度から創設され、毒ガス障害者援護制度の財務（軍属）・厚生労働（民間人）両省の格差は、大幅に是正された。

【課 題】

毒ガス障害者援護制度は、国の要綱で実施されているが、この制度は、本来、国の責任において実施されるべきであり、根拠となる法律の制定が必要である。

動員学徒など民間人の援護制度は、国と県との委託契約に基づいて、全国の障害者を対象に実施しているが、実施に必要な財源（人件費等）は十分に措置されていない。

医療給付は、原爆被爆者対策と比較して、対象疾病が制限されている。

毒ガス障害者からの要望を受け県独自で通院交通費などの支給を実施している。

原爆被爆者の健康管理手当の支給認定期間が、平成 15 年 8 月から大部分の者に対して、上限なしと改正されたが、毒ガス障害者については上限が残っている。

これまでの取組状況及び前年度提案結果

【取組状況】

平成 18 年 5 月 大久野島毒ガス障害者対策連絡協議会で要望

平成 18 年 10 月 同 上

【前年度提案結果】

毒ガス障害者対策費（全国枠国費） 1,000 百万円（対前年度比 100.0%）

提案の内容

毒ガス障害者に対する援護措置を法制化すること

毒ガス障害者援護制度の充実強化に向けた法制度の創設及び財源の確保

医療給付における疾病制限を緩和すること

医療給付対象疾病（慢性呼吸器疾患等7疾患群）の大幅な緩和

毒ガス障害者に対する援護事業を国庫事業化すること

県単独事業の通院交通費，死亡弔慰金等の支給事業の国庫事業化

毒ガス障害者に対する健康管理手当の支給認定期間の上限（現行5年）を撤廃すること